第５３回　宮崎市都市計画審議会

令和６年２月１４日（水）９時半から
市民プラザ ４階 ギャラリー１

■都市計画道路について

〇昭和21年の戦災復興の都市計画により、現在の都市計画道路網の原型が構築。
〇その後、人口増加や市街地拡大が続く社会を見据え、都市計画道路の追加・変更が行われてきた。

都市計画道路とは

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路

＜主な役割＞
〇地域間や主要な拠点間を結ぶ幹線道路としての機能
〇主要な交通を円滑に流すための交通処理機能

都市計画道路の種類









「宮崎県都市計画道路見直しガイドライン」より

■道路整備を取り巻く環境の変化

人口増加

市街地拡大

経済成長

交通量増大

しかし、今後は・・・

人口減少・少子高齢化

まちのコンパクト化

交通量減少

道路施設の老朽化

財政状況逼迫

効率的な事業の展開が必要

■都市計画道路の建築制限

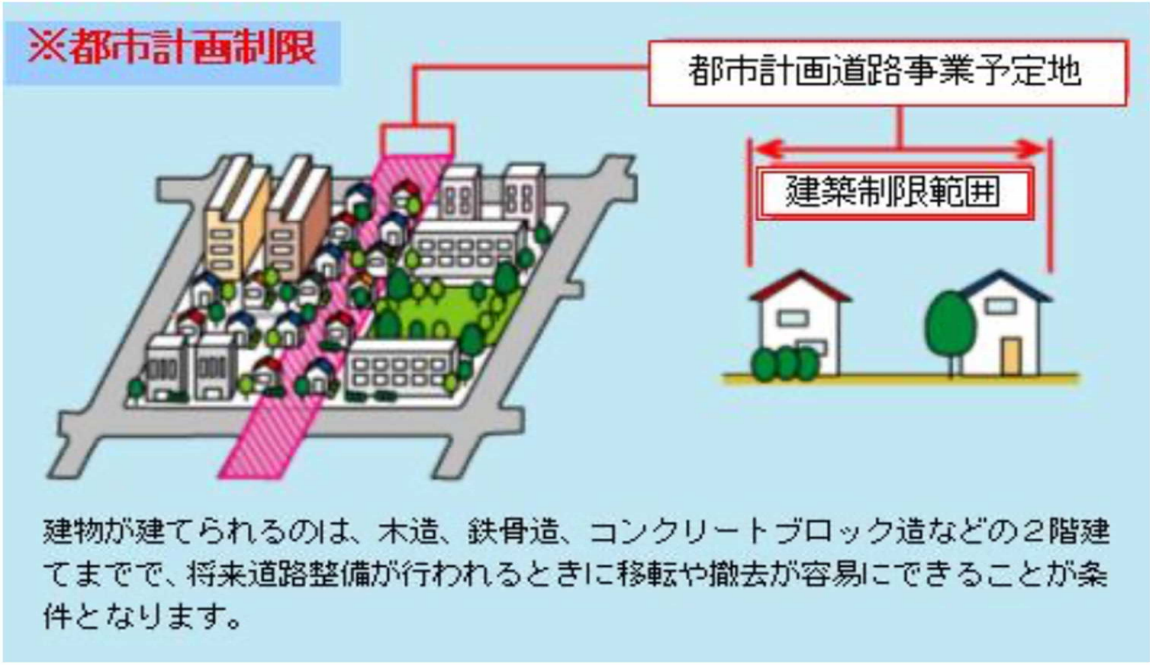
〇都市計画道路の計画区域内は、都市計画法により一定の建築制限が課せられている。

一定の建築制限とは

都市計画道路の計画区域内に建築物を建築する場合、都市計画法第53条における許可申請が必要であり、許可基準を満たさない建築物の建築は不可

＜許可の基準＞

1.階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
2.主要構造部が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他のこれらに類する構造
3.上記1･2の基準に加え、容易に移転又は除却可能であると認められるもの



宮崎県ホームページより

■「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

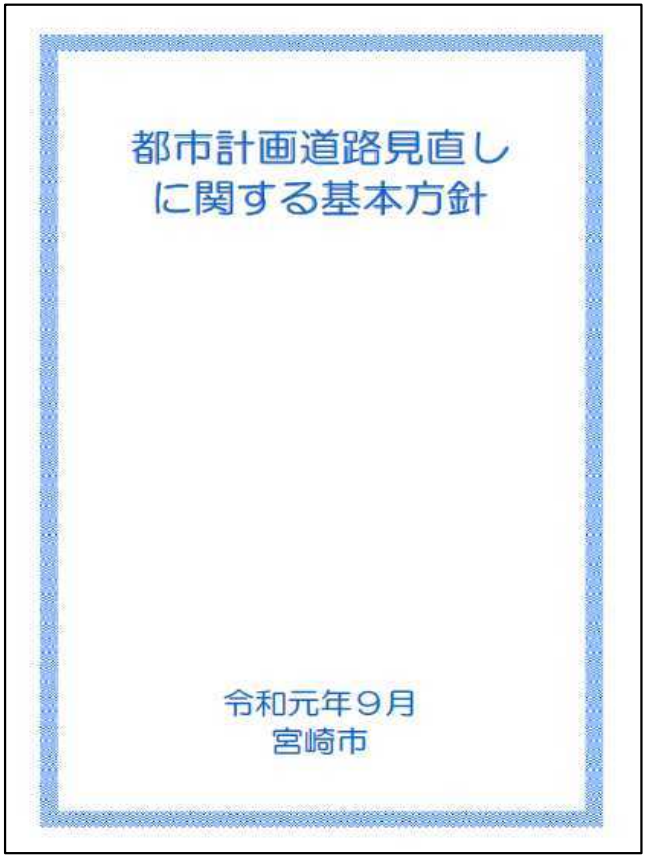
〇平成19年3月に「都市計画道路見直しに関する基本方針」を策定。
〇その後10年以上が経過し、経済・社会情勢が大きく変化してきたことを受け、令和元年度に本指針の改訂を公表。

人口減少等、経済・社会情勢が大きく変化

宮崎市のまちづくり方針
「多拠点ネットワーク型コンパクトシティ」

まちづくりに対応した効率的な
道路ネットワークの構築

令和元年９月に
都市計画道路見直しに関する基本方針を改訂



■「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

○基本方針の中で、路線ごとの「見直しの方向性」を決定。



廃止（要検討）

都市計画道路としての必要性が低くなっている、又は代替路線がある、あるいは部分的な改良で効果が見込めるなど、計画通りに整備を行わない場合でも地域に与える影響は小さいと考えられ、計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線。

存続候補

都市計画道路としての必要性が高い又は代替機能が確保できないなど、計画決定の継続が妥当であると判断される路線。

存続（要検討）

都市計画道路としての必要性は認められるものの、幅員や車線数など、現在の計画内容について見直しの検討が必要であると判断される路線。

■「都市計画道路見直しに関する基本方針」の改訂

〇計画決定の廃止について検討が必要であると判断される路線は、令和２年度から順次廃止に向けた取組を進めている。

廃止（要検討）となった路線の内、
今年度は下記２路線の都市計画道路を廃止します。

■ 都市計画道路
３・４・１２号 東十文字通線(全区間)
【※議案第１号】

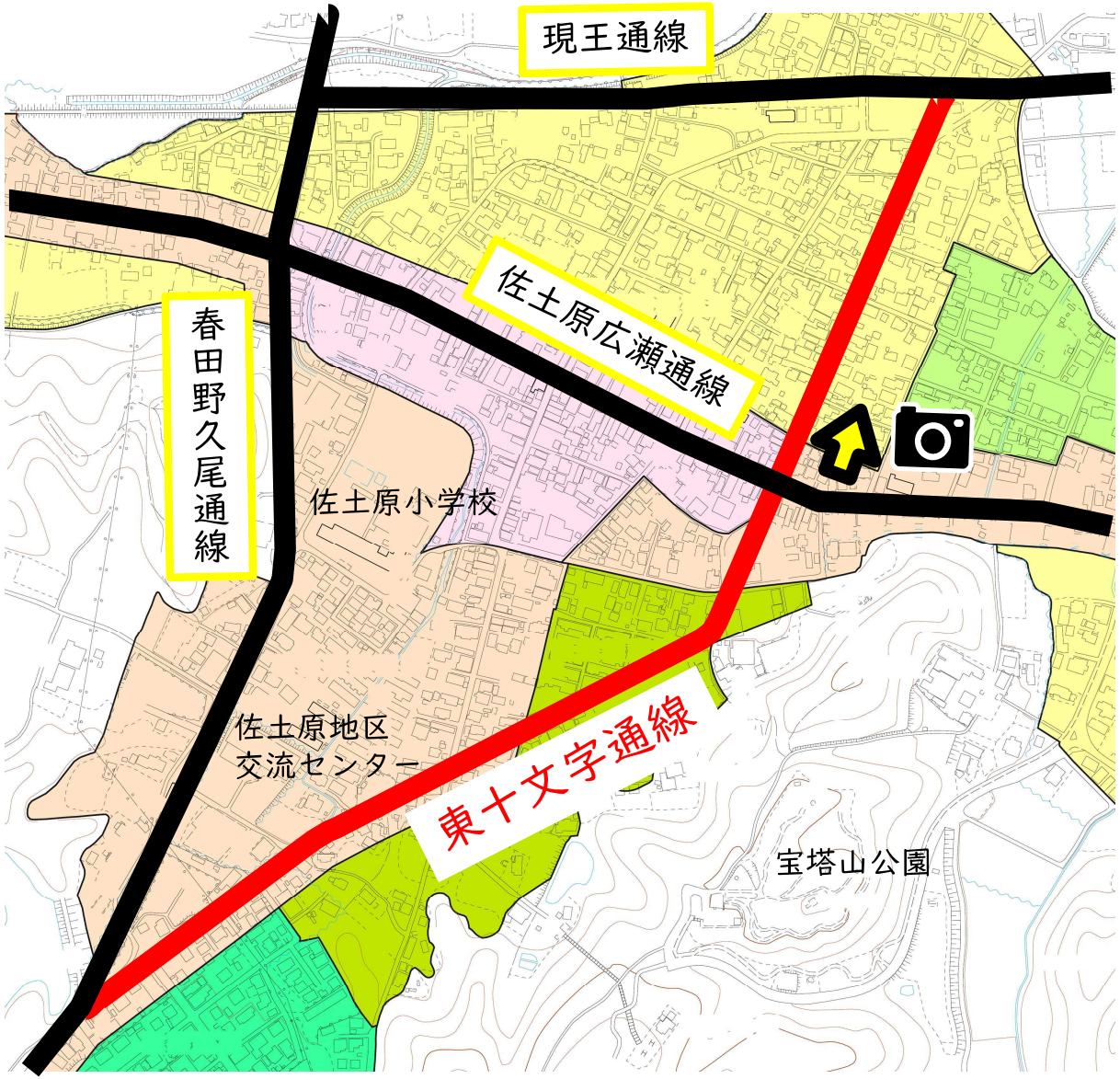
■ 都市計画道路
３・５・３８号 正手松之木田線(全区間)
【※議案第2号】

議　案　第　１　号

宮崎広域都市計画　道路の変更

３・４・１２号　東十文字通線

■都市計画道路 東十文字通線の都市計画変更（概要）



東十文字通線



計画幅員：16ｍ
計画延長：約1,250ｍ
廃止延長：約1,250ｍ

■個別路線に対する定量的評価（東十文字通線）

路線概要	3･4･12 号	東十文字通線	区間番号	⑫-1

･計画決定工事番号及び年月日：　当初：　S43.9.18　最終：　H1.8.4

･路線全体の概要

本路線は、大字上田島字古ノ館を起点とし、字今坂までを連絡する延長約1,250m、計画幅員16mの幹線道路である。

当初の都市計画決定は、昭和43年9月18日になされ、当時は交通広場の計画もなされていた。その後、昭和56年に名称変更、平成元年に起点変更、交通広場の廃止がなされ、現在に至っている。

本路線は全区間で未着手となっている。

･未着手区間の概要

本路線の計画区域内には、市道があるものの狭小である。国鉄妻線ならびに西佐土原駅の廃止に伴い、旧国鉄妻線跡地道路(現王通線)との結節のための起点位置の変更ならびに交通広場の廃止が平成元年に行われている。

代表幅員(m)	16
路線延長(km)	1,250
車線数	-
未着手率(%)	100
区間延長(m)	400
計画幅員(m)	16
現道幅員(m)	5
評価区間内家屋数	36



①必要性に関する検討

1）幹線機能の評価				
	･上位計画等において必要性の高い路線か	×	0	
	･宮崎市の主要な拠点や幹線道路を連絡する路線か	×	0	
	･主要な交通施設への主たるアクセス路線か	×	0	
	･主要な公共施設への主たるアクセス路線か	△	3	
	幹線機能の評価　合計		3	/30点
2）交通機能の評価				
	･将来の交通需要から整備の必要性が高い路線か	×	0	
	･混雑緩和に寄与する路線か	×	0	
	･代替する路線がない路線か	×	0	
	･自転車･歩行者交通の需要が多いと考えられる路線か	△	1.5	
	･公共交通の必要性の高い路線か	×	0	
	交通機能の評価　合計		1.5	/30点
3）市街地形成機能の評価				
	･まちづくり支援の観点から整備の必要性が高い路線か	×	0	
	･分断地域をつなぐなど地域活性化等に寄与する路線か	×	0	
	市街地形成機能の評価　合計		0	/10点
4）防災機能の評価				
	･市街地の防災性向上の観点から整備の必要性が高い路線か（避難路･延焼遮断帯、若しくは消防活動空間としての機能向上が期待される路線）	○	10	
	･風水害、地震災害、津波災害、その他災害時において重要な路線か	△	5	
	防災機能の評価　合計		15	/20点
5）空間機能の評価				
	･海や山、景観資源等への眺望確保や、都市の緑空間創出等、景観形成に寄与するか	○	5	
	･市街地における住環境の改善等、都市環境の向上に寄与するか	×	0	
	空間機能の評価　合計		5	/10点

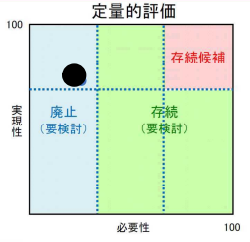
必要性に関する評価合計：２４.５／１００点

②実現性に関する評価

6）構造上の制約･経済性に関する評価				
	･物理的･地形的制約がないか	○	18	
	･交通安全上、施工上の課題がないか	○	12	
	･計画幅員変更の必要性がないか	○	12	
	･補償物件の影響が低いか	×	0	
	構造上の制約･経済性に関する評価　合計		42	/60点
7）現況の土地利用に関する評価				
	･移転困難な施設が存在しないか	○	10	
	現況の土地利用に関する評価　合計		10	/10点
8）周辺環境への影響				
	･歴史･文化財･景観･自然環境への影響がないか	○	10	
	･地域を分断するなど街なみや地域コミュニティへの影響がないか	○	10	
	周辺環境への評価　合計		20	/20点
9）地域の要望に関する評価				
	･地元要望があるか	×	0	
	地域の要望に関する評価　合計		0	/10点

実現性に関する評価合計：７２／１００点

総合評価

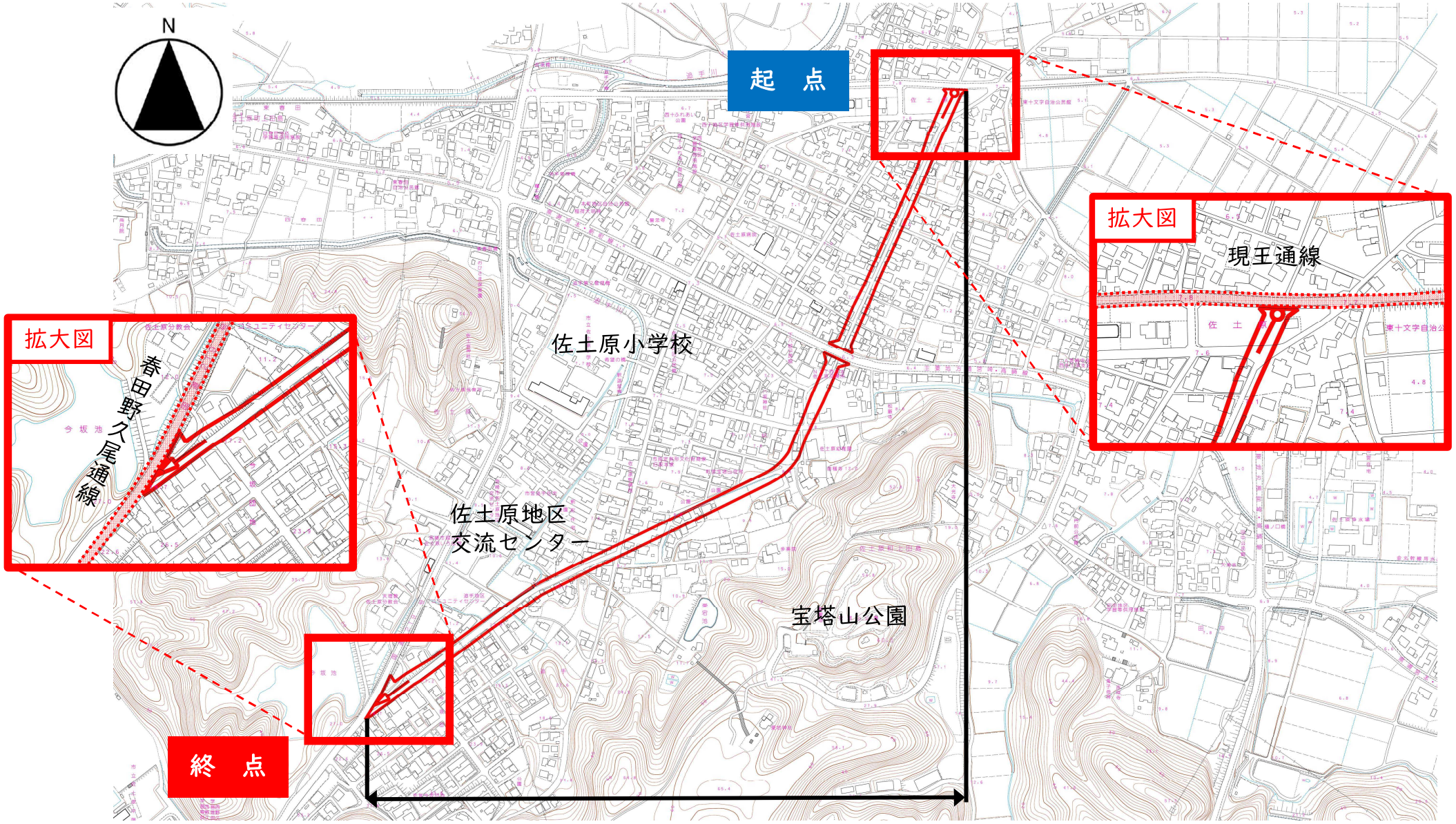


評価の総括

定量的評価より必要性に関する評価が24.5点、実現性に関する評価が72点であるため、廃止（要検討）候補とする。

総合評価：廃止（要検討）候補

■都市計画道路 東十文字通線の都市計画変更（概要）



３・５・１２号　東十文字通線　延長L=約1,250m　幅員W=16m　2車線

廃止

■都市計画道路 東十文字通線の都市計画変更（概要）

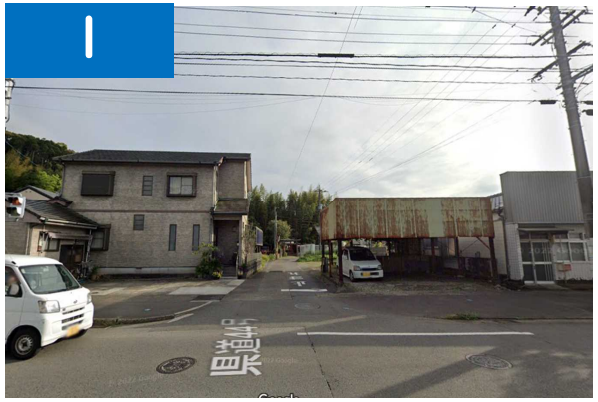
変更前　起点・終点 状況

位置図



写　真









出典：google map ストリートビュー

■都市計画道路 東十文字通線の都市計画変更（概要）

変更後　起点・終点 状況

位置図



全区間　廃止

■都市計画変更の手続きについて

都市計画案の作成

↓

住民説明・周知

令和５年　８月　各地域協議会への説明
〃　１０月　各自治会連合会への説明
〃　１２月　関係地権者への郵送での周知
〃　１２月　住民説明会の開催

↓

都市計画案の公告・縦覧
（２週間）

令和６年１月１７日から令和６年１月３１日
縦覧者・意見書の提出：０件

↓

都市計画審議会

本日開催

↓

県協議

↓

都市計画変更の告示・縦覧

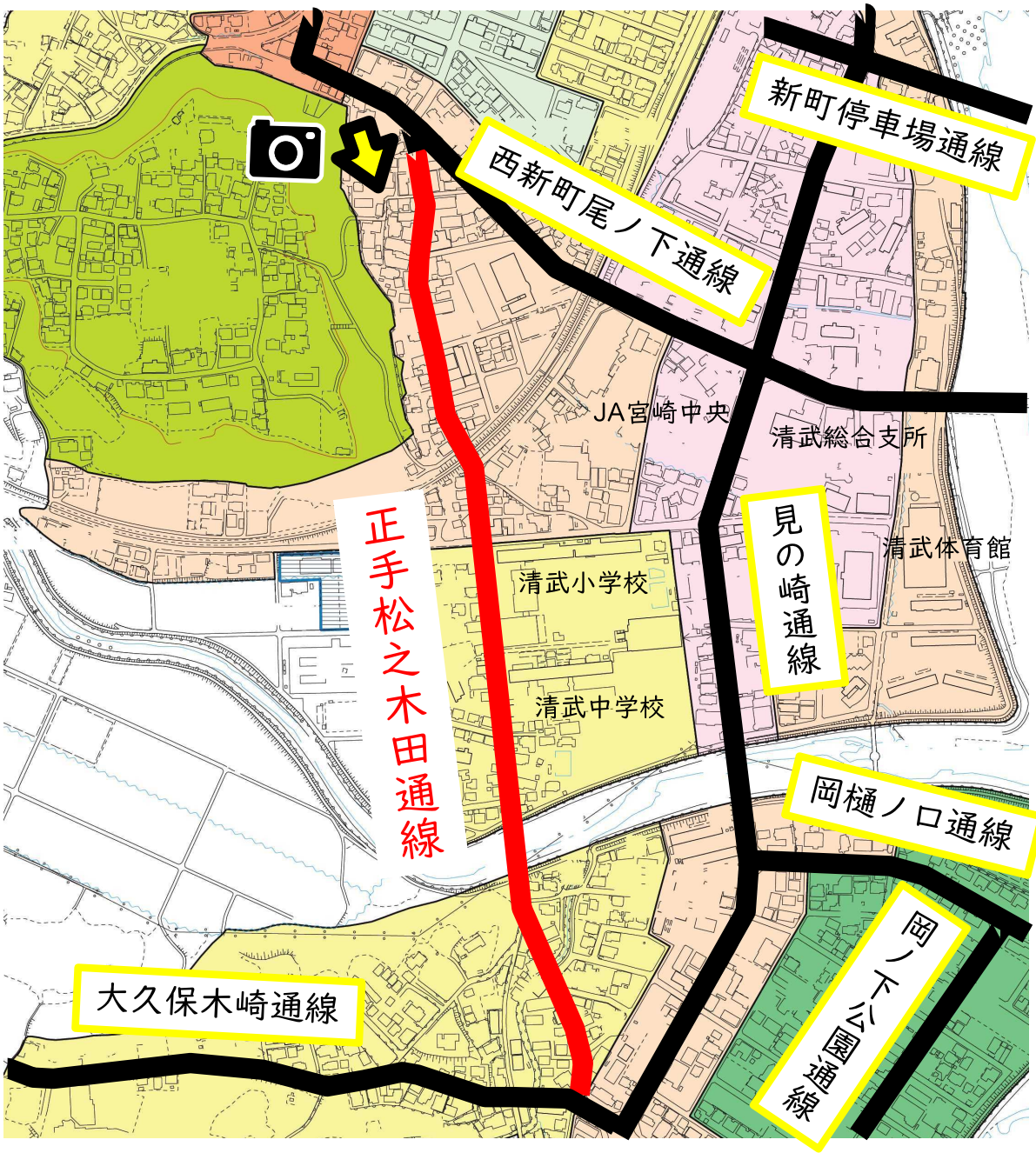
令和６年３月（予定）

議　案　第　２　号

宮崎広域都市計画　道路の変更

３・５・３８号　正手松之木田線

■都市計画道路 正手松之木田線の都市計画変更(概要)



正手松之木田線



計画幅員：12m
計画延長：約1,010m
廃止延長：約1,010m

■個別路線に対する定量的評価（正手松之木田線）

路線概要	3･5･38号	正手松之木田線※	区間番号	㉙-1

・計画決定工事番号及び年月日：　当初：　S28.6.7　最終：　H22.10.19

・路線全体の概要

本路線は、清武町正手1丁目の主要地方道高岡郡司分線との交差点を起点とし、JR日豊本線と交差し、清武町今泉甲の県道大久保木崎線までを連絡する延長約1010m、計画幅員12mの補助幹線道路である。

本路線の当初の計画決定は、昭和28年で、その後、終点・延長・名称の変更を経て現在に至っている。起点からJR交差部までの約350mは正手土地区画整理事業により、また終点部から約110mの区間は、岡土地区画整理事業により概成済となっている。それ以外の区間約550mの区間は事業未着手の状況である。

・未着手区間の概要

本区間は起点からJR交差部を経て、市道清武小学校通線との交差点に至る延長約440mの区間である。、現況は幅員7～9mであり、起点からJRI交差部までは正手土地区画整理事業により片側整備済であるが、全区間は歩車道分離がなされていない。

代表幅員(m)	12
路線延長(km)	1,010
車線数	2
未着手率(%)	100
区間延長(m)	440
計画幅員(m)	12
現道幅員(m)	9
評価区間内家屋数	16



①必要性に関する検討

1）幹線機能の評価				
	・上位計画等において必要性の高い路線か	×	0	
	・宮崎市の主要な拠点や幹線道路を連絡する路線か	×	0	
	・主要な交通施設への主たるアクセス路線か	△	3	
	・主要な公共施設への主たるアクセス路線か	○	6	
	幹線機能の評価　合計		9	/30点
2）交通機能の評価				
	・将来の交通需要から整備の必要性が高い路線か	○	12	
	・混雑緩和に寄与する路線か	×	0	
	・代替する路線がない路線か	×	0	
	・自転車・歩行者交通の需要が多いと考えられる路線か	△	1.5	
	・公共交通の必要性の高い路線か	×	0	
	交通機能の評価　合計		13.5	/30点
3）市街地形成機能の評価				
	・まちづくり支援の観点から整備の必要性が高い路線か	×	0	
	・分断地域をつなぐなど地域活性化等に寄与する路線か	△	2.5	
	市街地形成機能の評価　合計		2.5	/10点
4）防災機能の評価				
	・市街地の防災性向上の観点から整備の必要性が高い路線か（避難路・延焼遮断帯、若しくは消防活動空間としての機能向上が期待される路線）	×	0	
	・風水害、地震災害、津波災害、その他災害時において重要な路線か	△	5	
	防災機能の評価　合計		5	/20点
5）空間機能の評価				
	・海や山、景観資源等への眺望確保や、都市の緑空間創出等、景観形成に寄与するか	×	0	
	・市街地における住環境の改善等、都市環境の向上に寄与するか	×	0	
	空間機能の評価　合計		0	/10点

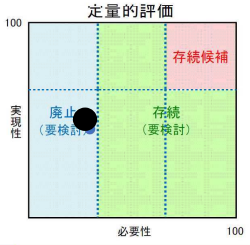
必要性に関する評価合計　３０／１００点

②実現性に関する評価

6）構造上の制約・経済性に関する評価				
	・物理的・地形的制約がないか	×	0	
	・交通安全上、施工上の課題がないか	×	0	
	・計画幅員変更の必要性がないか	○	12	
	・補償物件の影響が低いか	△	9	
	構造上の制約・経済性に関する評価　合計		21	/60点
7）現況の土地利用に関する評価				
	・移転困難な施設が存在しないか	○	10	
	現況の土地利用に関する評価　合計		10	/10点
8）周辺環境への影響				
	・歴史・文化財・景観・自然環境への影響がないか	○	10	
	・地域を分断するなど街なみや地域コミュニティへの影響がないか	△	5	
	周辺環境への評価　合計		15	/20点
9）地域の要望に関する評価				
	・地元要望があるか	×	0	
	地域の要望に関する評価　合計		0	/10点

実現性に関する評価合計：４６／１００点

総合評価

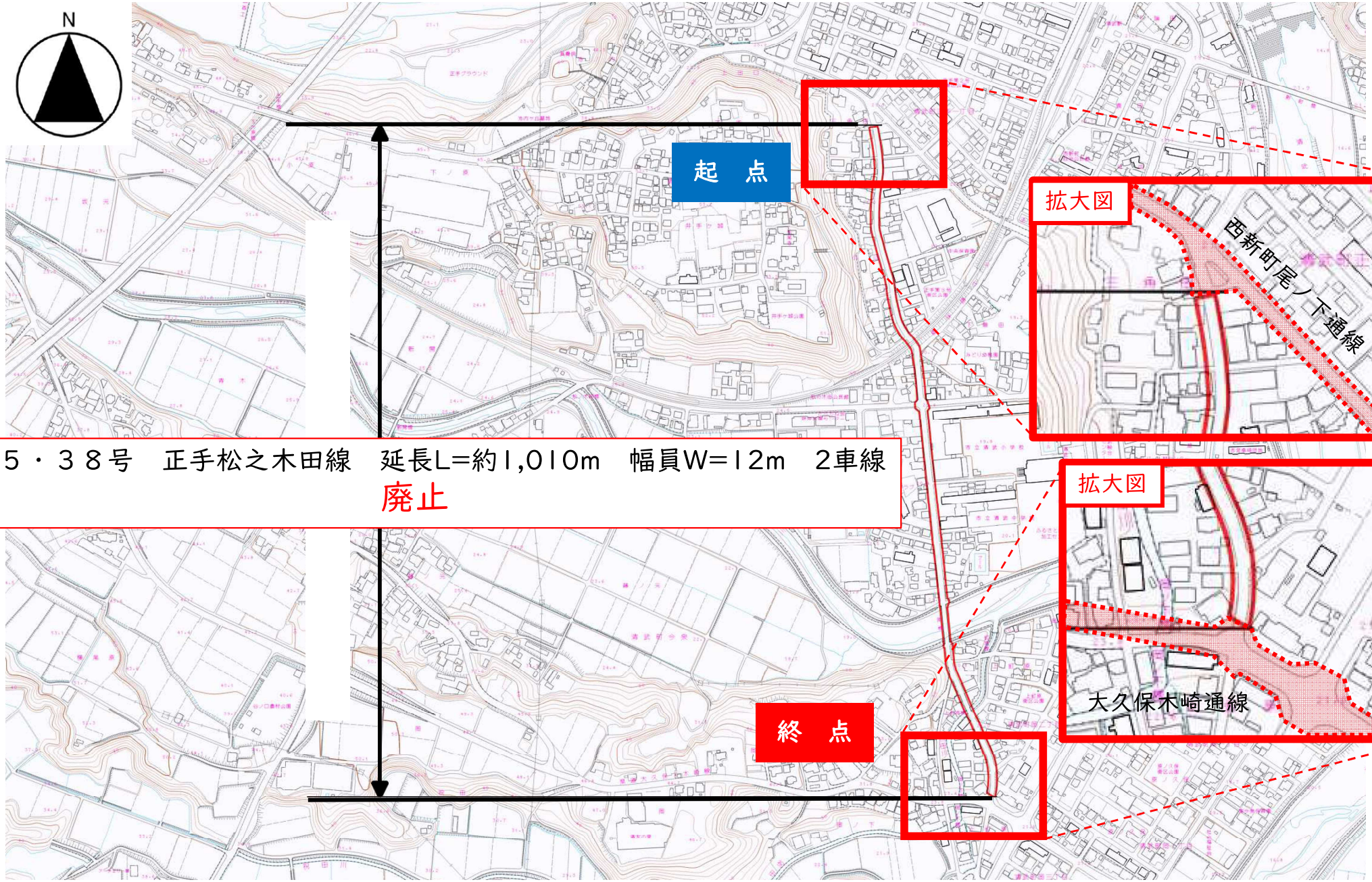


評価の総括

定量的評価より必要性に関する評価が30点、実現性に関する評価が46点であるため、廃止（要検討）候補とする。

総合評価：廃止（要検討）候補

■都市計画道路 正手松之木田線の都市計画変更(概要)



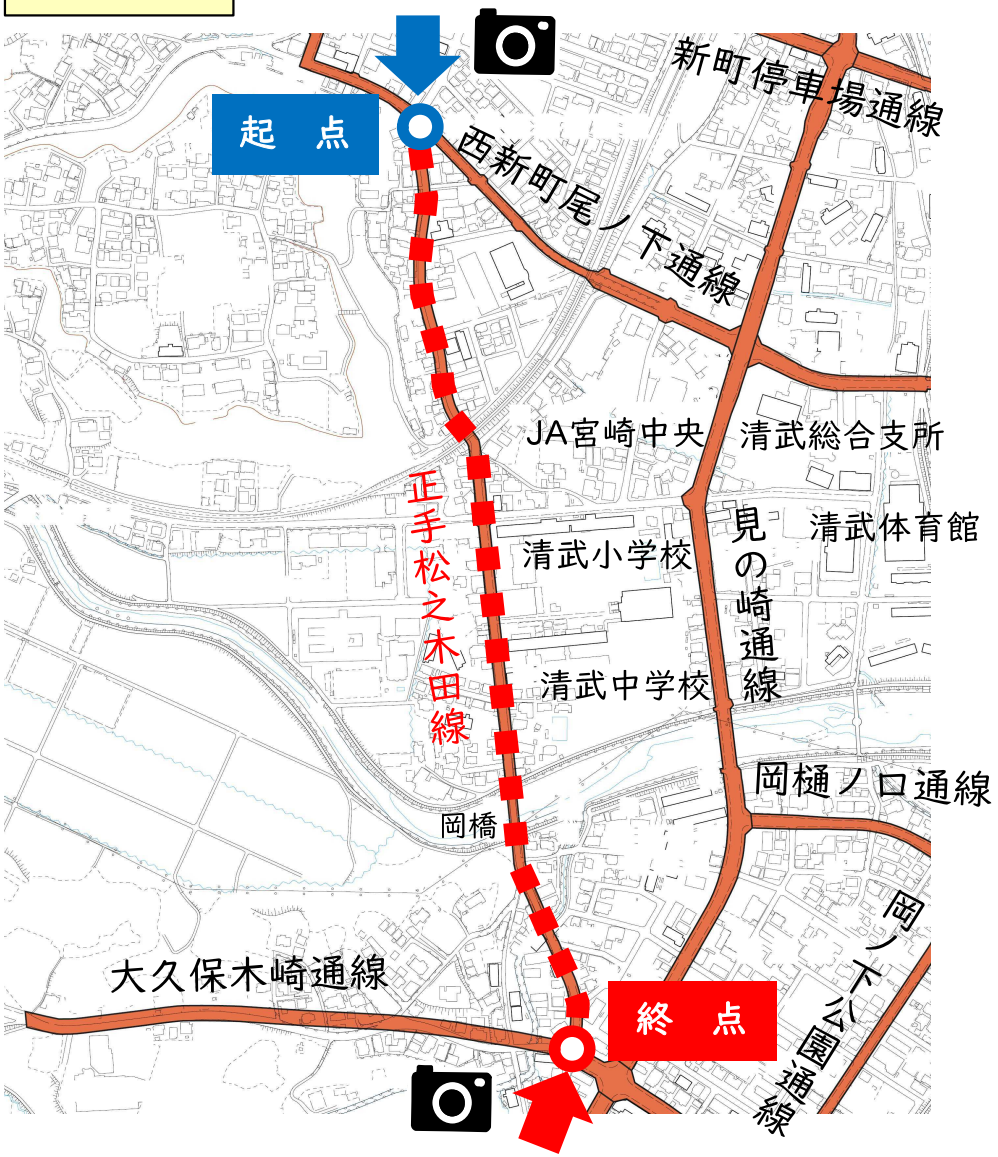
３・５・３８号　正手松之木田線　延長L=約1,010m　幅員W=12m　2車線

廃止

■都市計画道路 正手松之木田線の都市計画変更(概要)

変更前　起点・終点 状況

位置図



写　真

起　点



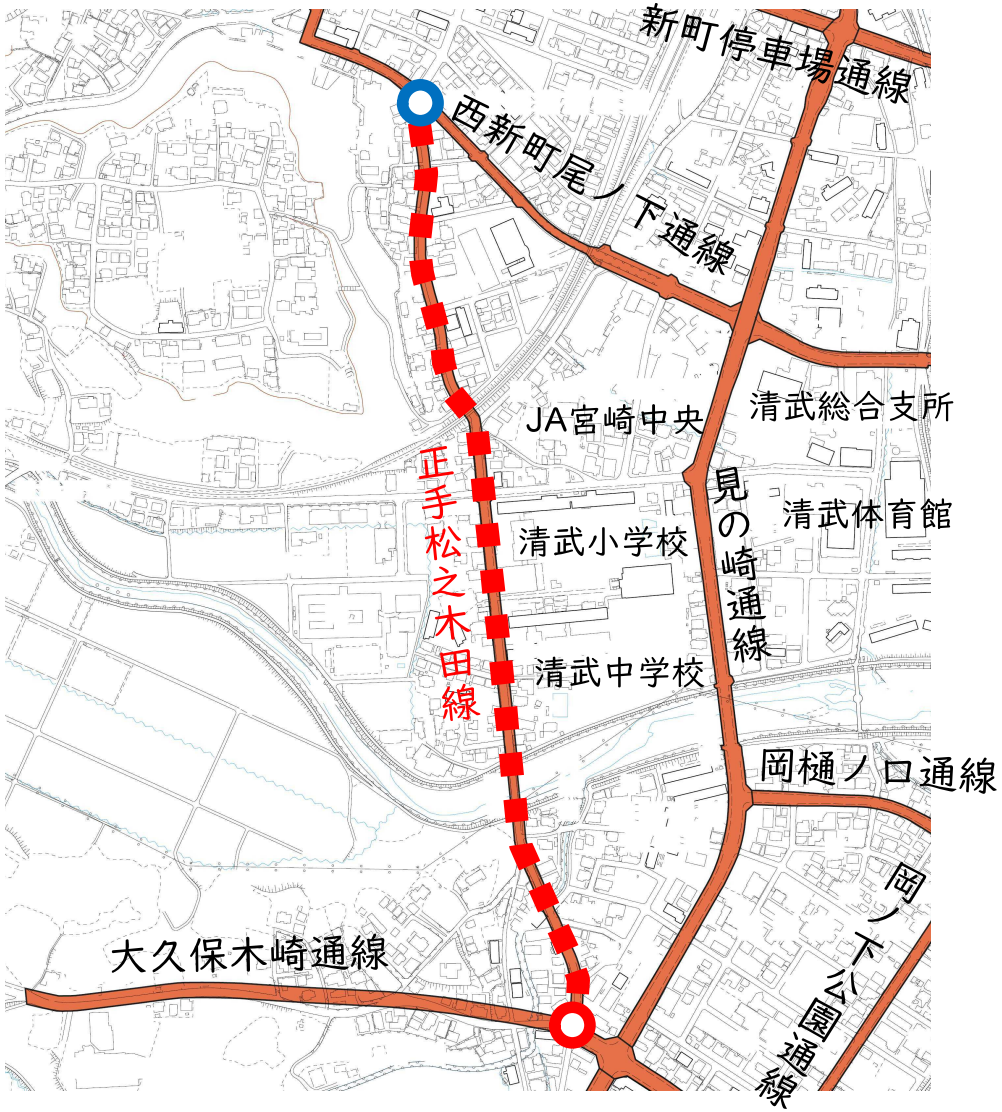
終　点



■都市計画道路 正手松之木田線の都市計画変更(概要)

変更後 起点・終点 状況

位置図



全区間　廃止

■都市計画変更の手続きについて

都市計画案の作成

↓

住民説明・周知

令和５年　８月　各地域協議会への説明
〃　１１月　各自治会連合会への説明
〃　１２月　関係地権者への郵送での周知
〃　１２月　住民説明会の開催

↓

都市計画案の公告・縦覧
（２週間）

令和６年１月１７日から令和６年１月３１日
縦覧者・意見書の提出：０件

↓

都市計画審議会

本日開催

↓

県協議

↓

都市計画変更の告示・縦覧

令和６年３月（予定）